変更申請書の提出が必要な事項及び必要な提出書類

1 届出について

登録を受けた事業者は、下記の事項に変更があった時は、その変更に係る事項について、必ず変更を行う日の1ヶ月前までに変更申請が必要です。別紙「変更申請書」に添付書類(変更する事項により必要となる書類が変わります)をつけて、提出してください。

2 添付書類について

	·
変更する事項	添付書類
カリキュラム	①カリキュラム (第3号様式)
研修修了認定方法及び免除科目	①学則
修了証明書の様式	①修了証明書及び修了証明書(携帯
	用)の様式(第9号様式)
(通信の場合)	①添削指導及び面接指導実施要領(受
添削指導及び面接指導実施要領	講者に配布する受講要領)
(通信の場合)	①問題集
問題集	
(通信の場合)	①解答用紙
解答用紙及び模範解答集	②模範解答集

3 提出先

名古屋市健康福祉局障害者支援課指定指導係事業者指定担当

電話: 052-972-3965 FAX: 052-972-4149